

全建事発第 7 号
平成 24 年 4 月 18 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 浅 沼 健 一
〔 公 印 省 略 〕

碎石及び砂利の出荷基準及び細則について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

福島県内の浜通り及び中通りの地域にある碎石及び砂利碎石場における標記細則が制定された旨、国土交通省より通知がありました。なお、今回の出荷基準につきましては5月15日から適用されるとのことです。

つきましては、貴会会員に対し、周知・ご指導方よろしくお願いいたします。

以上

(担当：事業部 吉田)